

「こどもサポート証券ネット」のご利用にあたっては、本利用規約に同意していただくことが必要です。ご利用の前に必ず本利用規約をご確認ください。

「こどもサポート証券ネット」利用規約

(定義)

第1条

1. 本利用規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

①こどもサポート証券ネット

日本証券業協会の会員である証券会社（以下「証券会社」といいます。）と NPO 法人等の法人又は団体（以下「NPO 法人等」といいます。）のマッチングを実現するために、日本証券業協会が利用者に対してメール等により情報を提供するサービス（サービス名称「こどもサポート証券ネット」）をいいます。

②利用者

こどもサポート証券ネットに加入した全ての証券会社及び NPO 法人等を指します。

2. 前項の定義は、本利用規約のほか、ガイドライン等においても適用されるものとします。

(こどもサポート証券ネットの目的等及び日本証券業協会の役割)

第2条

1. こどもサポート証券ネットは、子供の貧困問題の解決に資するために、①支援の提供を希望する証券会社と支援の受領を希望する NPO 法人等のマッチング、②利用者同士の交流、情報共有等を目的とするものであり、こどもサポート証券ネットの内容及び利用条件は、本利用規約及び日本証券業協会が別途定めるガイドライン等によるものとします。

2. こどもサポート証券ネットでは、証券会社は提供する支援に関する情報等を、NPO 法人等は受領を希望する支援に関する情報等をそれぞれ登録し、日本証券業協会は、登録された情報を利用者へ提供します。利用者は、他の利用者に対して支援の授受に関する協議を申し込むことができ、当該協議が成立した場合は、利用者間において支援の授受を実施することができます。

3. 日本証券業協会は、こどもサポート証券ネットを提供することをその役割としており、自ら支援を授受するものではなく、利用者間の協議、契約の締結、支援の授受等には一切関与しません。

4. 日本証券業協会は、利用者に対し正確な情報を提供するように努め、善良な管理者の注意をもって、こどもサポート証券ネットを提供するものとします。

(本利用規約の適用、構成、変更等)

第3条

1. 本利用規約は、こどもサポート証券ネットに関する全ての行為に適用されるものとします。
2. 日本証券業協会が別途定めるガイドライン等は、本利用規約の一部を構成するものとします。ただし、本利用規約の規定とガイドライン等の規定が異なる場合には、本利用規約の規定が優先して適用されるものとします。
3. 利用者は、本利用規約に同意したうえで、本利用規約の規定に従ってこどもサポート証券ネットを利用するものとします。
4. 日本証券業協会は、法令等の改正、金融情勢の変動、証券業界の状況の変化等があった場合その他日本証券業協会が必要と認める場合は、利用者から個別の同意を得ることなく本利用規約を変更することができます。この場合、日本証券業協会は、改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期を、効力発生時期までに、利用者に対しメールにより通知します。
5. 第22条から第24条の規定は、こどもサポート証券ネットや利用者によるサービスの利用の終了によっても消滅せず継続するものとします。

(禁止行為)

第4条

1. こどもサポート証券ネットに関して次の各号に該当する可能性がある行為を禁止行為とし、利用者は、これら禁止行為を行ってはならないものとします。
 - ①子供の貧困対策の目的に反する内容を登録する行為
 - ②こどもサポート証券ネットの利用により提供された物品を転売する行為
 - ③虚偽の内容又は根拠の確認が困難である内容を登録する行為
 - ④利用者が、自身が責任を負えない内容を登録する行為
 - ⑤同一の内容を複数登録する行為
 - ⑥第三者になりすます行為
 - ⑦第三者の正当な行為を妨害する行為
 - ⑧第三者のシステム又は設備に対して悪影響を与える行為
 - ⑨第三者の権利を侵害する行為
 - ⑩第三者を誹謗中傷し又はその名誉若しくは評判を毀損し、信用不安や精神的損害などを生じさせる行為
 - ⑪第三者に対して迷惑又は不快感を与えると一般的に考えられる行為
 - ⑫第三者に対して大量の架電若しくはメール送信若しくは長時間の架電を行う行為、同様の問合せを過度に繰り返す行為又は義務や理由のないことを強要する行為
 - ⑬他の利用者又は日本証券業協会からの連絡に対して不当な応答の遅延や無視、その他適切でない対応を行う行為

- ⑭自己又は第三者の営利的な広告若しくは宣伝又はその他営利を目的にする行為
 - ⑮暴力団を始めとする反社会的勢力を助長する行為
 - ⑯特定の政党又は政治団体への支持若しくは反対又はその他政治的活動につながる行為
 - ⑰特定の宗教への支持若しくは反対又はその他宗教的活動につながる行為
 - ⑱人種差別、民族差別又は部落差別など特定の者に対する差別及びこれを想起させる行為
 - ⑲性的な行為若しくはサービス又は児童ポルノなどわいせつな内容を想起させる行為
 - ⑳未成年の安全への配慮に欠けるなど未成年者に対して悪影響を与える行為
 - ㉑公序良俗に反する行為
 - ㉒本利用規約に反する行為
 - ㉓法令、これに準ずるガイドライン又は準則等に反する行為
 - ㉔その他、日本証券業協会が不適切と判断する行為
2. 日本証券業協会は、前項各号の行為の有無を確認するため、利用者に対して必要な資料の提出その他日本証券業協会が必要と判断する調査への協力を求めることができます。

(こどもサポート証券ネットへの加入)

第5条

1. こどもサポート証券ネットの利用を希望する証券会社及びNPO法人等は、日本証券業協会所定の方法により、加入の申込みを行うものとします。
2. 前項の申込者は、申込みにあたり、日本証券業協会が指定する事項について、真実かつ正確な最新の情報を日本証券業協会に提供するものとします。
3. 日本証券業協会は、日本証券業協会が別途定める加入要件等を踏まえて加入の可否を決定し、その結果を第1項の申込者に通知します。なお、日本証券業協会は加入の可否を決定した理由を説明する義務を負わないものとします。
4. 利用者は、加入申込時に提供した情報について責任を負うものとします。日本証券業協会は、当該情報について一切責任を負いません。

(加入時の基本情報及び支援情報の登録)

第6条

1. 前条第3項の規定に基づき、こどもサポート証券ネットへの加入を認める旨の通知を受けた証券会社及びNPO法人等は、日本証券業協会所定の方法により、こどもサポート証券ネットに基本情報及び支援情報を登録するものとします。
2. 前項の規定により登録する基本情報及び支援情報は、次に掲げるとおりとし、利用者は、これらについて真実かつ正確な最新の情報を提供するものとします。

①基本情報

ア 法人又は団体の名称、所在地、電話番号、ホームページのアドレス、事業概要、従業員

数又はスタッフ数

イ 担当者の氏名、メールアドレス、連絡可能な曜日・時間

②支援情報

ア 提供する支援又は受領を希望する支援の種類（物品の寄付・場所の提供・役務の提供の別）、内容、対象者（未就学児・小学生・中学生・高校生・その他の別又は対象年齢等）、地域、現在のステータス（受付中・受付停止中・受付終了（契約成立）・不成立の別）

イ 費用の負担（証券会社負担・NPO 法人等負担・直接受渡し（物品の寄付の場合）・その他の別、その他の場合は負担割合又は負担額の決定方法）

ウ その他日本証券業協会が指定した事項

3. 利用者は、こどもサポート証券ネットに登録した内容（以下「登録内容」といいます。）について責任を負うものとします。日本証券業協会は、利用者の登録内容について一切責任を負いません。

（登録内容の変更又は削除及び利用停止等）

第7条

1. 利用者は、登録内容の変更又は削除を希望する場合には、日本証券業協会所定の方法によって手続を行うものとします。

2. 利用者は、基本情報又は支援情報に変更が生じた場合は、速やかに登録内容を最新の情報に更新するために前項の手続を行うものとします。

3. 日本証券業協会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用者の承諾なくして、登録内容の変更又は削除、他の利用者が登録した情報の提供の停止等、こどもサポート証券ネットの利用停止等の措置をとることができるものとし、かつ、その理由を説明する義務を負わないものとします。また、日本証券業協会は、利用者が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するために、日本証券業協会が必要と判断する調査を行うことができ、当該調査を完了するまでの間も同様の措置をとることができるものとします。

(1) 利用者が法令又は本利用規約に違反し、又は違反するおそれがある場合

(2) 登録内容が不適切であると日本証券業協会が判断した場合

(3) 利用者が債務超過、無資力、支払停止若しくは支払不能の状態に陥った場合

(4) 利用者について破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは清算手続の開始申立てがなされた場合

(5) その他日本証券業協会が利用者に相応しくないと判断した場合

4. 日本証券業協会は、前項の措置を行ったこと又は行わないことについて一切の責任を負わないものとします。

（利用料の不発生）

第8条

利用者によるこどもサポート証券ネットの利用に関し、こどもサポート証券ネットの利用料は発生しません。

(登録メールアドレス)

第9条

1. 利用者は、自らが管理している使用可能なメールアドレスを登録しなければならず、利用者が登録したメールアドレス（以下「登録メールアドレス」といいます。）を管理又は使用しなくなった場合には、直ちに登録メールアドレスを利用者が管理している使用可能な別のメールアドレスに変更登録しなければならないものとします。
2. 利用者は、登録メールアドレスの不正使用の防止に努めるものとします。
3. 利用者は、登録メールアドレスを第三者に利用させ、又は譲渡、売買若しくは貸与してはならないものとします。
4. 登録メールアドレスが第三者に了知されたことによって生じる損害（第三者に生じる損害を含みます。）等について、日本証券業協会は、日本証券業協会が第17条の規定に違反した場合を除き、一切の責任を負わないものとします。また、登録メールアドレスを使用して行われた行為については、第三者が利用者の同意なく行った場合や不正使用を行った場合であっても、当該利用者自身による行為とみなし、当該利用者が一切の責任を負うものとします。

(情報の提供、利用者間の協議及び契約)

第10条

1. 日本証券業協会は、利用者に対し、他の利用者の登録した情報を定期的に提供します。
2. 利用者は、他の利用者との間で支援の授受を希望する場合、第14条第1項に定める方法により、当該他の利用者連絡し、支援の実施の可否、内容、条件等について誠実に協議するものとします。
3. 支援の授受は、前項の協議を経て利用者間に契約が成立した場合に、当該契約に基づいて実施するものとします。
4. 日本証券業協会は、第2項の協議並びに前項の契約の締結及び履行（支援の授受）について一切関与せず、それらについて一切責任を負いません。

(支援における利用者の責任)

第11条

1. 利用者は、前条第2項の協議並びに同条第3項の契約の締結及び履行（支援の授受）にあたり、ガイドライン等を最大限に尊重し、人の生命、身体又は財産の保護に細心の注意を払い、事故、健康被害、紛争等の予防に努めるものとします。
2. 利用者は、前条第3項の契約を締結するにあたり、次に掲げる事項について明確に合意

するものとしします。

- (1)支援の内容（提供する物品・場所・役務の内容、対象者、日時・期間・期限、場所等）
- (2)費用の負担（証券会社負担・NPO 法人等負担・直接受渡し（物品の寄付の場合）・その他の別、その他の場合は負担割合又は負担額の決定方法）
- (3)支援において食品、衛生用品等の人の生命、身体に影響を与えうる物品を提供する場合、その品質（賞味期限、使用期限、清潔性、安全性等）の確認及び確保に関する役割分担
- (4)支援のキャンセルの条件、不可抗力その他の事由により支援の授受が不可能若しくは困難になった場合又は遅延した場合の取扱い等
- (5)その他事故、健康被害、紛争等の予防のために必要と認められる事項

（事故、健康被害、紛争等への対応）

第 12 条

利用者は、第 10 条第 2 項の協議又は同条第 3 項の契約の締結及び履行（支援の授受）にあたって事故、健康被害、紛争等が生じた場合、利用者間で誠実に協議し、利用者の責任と費用により解決するものとしします。日本証券業協会は、これらにつき一切関与せず、一切責任を負いません。

（報告）

第 13 条

支援を受領した NPO 法人等は、原則として当該受領後 1 ヶ月以内に、日本証券業協会に対し、日本証券業協会が指定する方法により次に掲げる事項を報告するものとしします。ただし、天災、戦争、暴動等のやむを得ない事由がある場合は、当該事由が解消した後相当な期間内に報告するものとしします。

○物品の寄付の場合

- ・物品の提供者の名称
- ・支援物品の受領日
- ・提供された物品の内容（品名・数量）
- ・提供された物品の利用日又は利用期間
- ・物品の利用方法（配布対象、人数等）
- ・利用した感想・ご意見・特記事項等

○場所の提供の場合

- ・場所の提供者の名称
- ・提供された場所（施設、会場等）の名称
- ・提供日又は提供期間
- ・場所の利用方法（イベント等を実施した場合は参加者数等）
- ・利用した感想・ご意見・特記事項等

○役務の提供の場合

- ・役務の提供者の名称
- ・提供日又は提供期間
- ・役務が提供された場所（ボランティア・プロボノ等が実施された場所）
- ・ボランティア、プロボノ等の人数
- ・ボランティア、プロボノ等の活動内容（イベント等を実施した場合は参加者数等）
- ・利用した感想・ご意見・特記事項等

（利用者との連絡）

第 14 条

1. 日本証券業協会及び利用者は、登録内容に基づき、電話又はメール等により、利用者
に連絡することができます。
2. 日本証券業協会は、利用者や登録内容についての問合せの受付、仲介又は介入を行わ
ないものとします。
3. 第三者から日本証券業協会に利用者又は登録内容に関する問合せが寄せられた場合は、
当該利用者は、自らの責任において対応するものとします。

（個人情報等の取扱い）

第 15 条

1. 日本証券業協会は、こどもサポート証券ネットの管理及び運営に伴い取得した個人情
報を、法令、関連ガイドライン並びに日本証券業協会のホームページで公表している「個人情
報保護宣言（プライバシーポリシー）」及び「個人情報等の取扱いについて」に従って適切
に取り扱います。
2. 日本証券業協会は、次の各号に掲げる目的の達成のために、前項の個人情報を取り扱う
ことができるものとします。
 - (1) こどもサポート証券ネットへの加入審査及び加入の可否の決定の通知
 - (2) こどもサポート証券ネットの管理及び運営
 - (3) 利用者に対して行うこどもサポート証券ネットに関する各種の連絡及び情報提供
 - (4) こどもサポート証券ネットにおける登録内容、利用状況等の調査・分析
 - (5) こどもサポート証券ネットにおける登録内容、利用状況等を集計し、特定の個人を識別
できない形にした統計情報の公表又は第三者への提供
 - (6) こどもサポート証券ネットの改良・改善
 - (7) 子供の貧困対策その他 SDGs 推進を目的とする新サービスの開発
 - (8) 子供の貧困対策その他 SDGs 推進を目的とする各種の会議、講演会、セミナー、イベン
ト等のお知らせ
 - (9) 子供の貧困対策その他 SDGs 推進を目的とする調査、アンケート等のご協力の依頼及び

報告

3. 日本証券業協会は、第1項の個人情報を含む個人データの取扱いを外部の第三者に委託することができるものとします。

4. 日本証券業協会は、こどもサポート証券ネットの管理及び運営に伴い取得した利用者の情報（ただし、次の各号に定めるものを除きます。）を適切に管理し、前項に掲げる場合及び利用者が日本証券業協会に公表又は第三者に提供することを承諾した場合を除き、第三者に開示又は漏洩しないものとします。

(1) 既に公知となっている情報及び開示後に公知となった情報

(2) 日本証券業協会が独自に開発した事項に関する情報

(3) 日本証券業協会が秘密保持義務を負うことなく第三者から適法かつ正当に入手した情報

(4) 日本証券業協会が利用者より情報を受領する以前から保有していた情報

5. 利用者は、日本証券業協会が、子供の貧困対策その他 SDGs 推進を目的として、各種の会議、講演会、セミナー、イベント、ホームページ、テレビ、ラジオ、冊子、文献、記事等（以下「各種会議等」といいます。）において、第6条第2項第2号ア及び第13条に掲げる事項に係る情報（利用者が特定される情報を除く。）について、第三者に開示又は公表することについて、承諾するものとします。

(知的財産の取扱い等)

第16条

1. こどもサポート証券ネットの内容及び登録内容の著作権などの知的財産権は、法令によって正当に権利を有する者に帰属するものとします。

2. 利用者は、こどもサポート証券ネットへの登録にあたり日本証券業協会に提供した情報に利用者の著作物が含まれていた場合、当該著作物を、日本証券業協会及び日本証券業協会が認める第三者（以下、本項において「日本証券業協会等」といいます。）が、子供の貧困対策その他 SDGs 推進を目的として、各種会議等において無償で非独占的に使用することを許諾するものとし、また、日本証券業協会等に対して著作者人格権を一切行使しないものとします。

3. 利用者は、登録内容、支援の提供、その他こどもサポート証券ネットの利用に関して、第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証するものとします。

(セキュリティの確保)

第17条

日本証券業協会は、こどもサポート証券ネットを管理及び運営するために用いるサーバー、通信回線、その他設備について日本証券業協会所定のセキュリティ防護措置を講じるものとします。なお、日本証券業協会は、当該設備等への不正なアクセスを完全に防止すること

を保証するものではありません。

(利用環境の整備)

第 18 条

1. 利用者は、こどもサポート証券ネットを利用するために必要なあらゆる機器、ソフトウェア及び通信手段を自己の責任と費用において、適切に整備するものとします。
2. 利用者は、自己の利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を講じるものとします。
3. 日本証券業協会は、利用者の利用環境について一切関与せず、利用者の機器、ソフトウェア、通信手段等により利用者又は第三者に生じた損害について一切責任を負いません。また、その他予期せぬ要因等によって、利用者の利用環境において、こどもサポート証券ネットの利用不能、障害等が生じた場合も同様とします。

(こどもサポート証券ネットの変更等)

第 19 条

1. 日本証券業協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に予告なくこどもサポート証券ネットの全部又は一部を変更、中断又は終了すること（以下「こどもサポート証券ネットの変更等」といいます。）ができるものとします。
 - (1) サーバー、通信回線、その他の設備の故障、障害の発生又はその他の理由によりこどもサポート証券ネットの提供が不可能又は困難になった場合
 - (2) 定期的な又は緊急のシステム（サーバー、通信回線、電源、それらを収容する建築物などを含みます。）の保守、点検、修理、変更を行う場合
 - (3) 天災、火災、停電、戦争、暴動、騒乱、労働争議その他の不可抗力によりこどもサポート証券ネットの提供が不可能又は困難になった場合
 - (4) その他日本証券業協会が必要であると判断した場合
2. 日本証券業協会は、任意の理由によりこどもサポート証券ネットの全部又は一部を変更又は終了することができるものとします。
3. 日本証券業協会は、前 2 項に基づくこどもサポート証券ネットの変更等について一切の責任を負わないものとします。

(譲渡等の禁止)

第 20 条

利用者は、日本証券業協会の書面による事前の承諾なく、本利用規約に基づく契約上の地位又は本利用規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、貸与、その他の処分をすることはできません。

(反社会的勢力の排除)

第 21 条

1. 利用者は、自らが反社会的勢力（「定款の施行に関する規則」（昭和 48 年 7 月 2 日、日本証券業協会）第 15 条に規定する反社会的勢力をいいます。以下同じ。）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして第三者の名誉・信用を毀損し若しくは業務の妨害を行い、又は不当要求行為をなさないこと、並びに自らの主要な出資者及び役職員が反社会的勢力でないことを表明し、保証するものとしてします。
2. 利用者は、前項において表明し、保証した内容に相違した事実が判明した場合、直ちに日本証券業協会にその事実を報告するものとしてします。
3. 日本証券業協会は、利用者が本条第 1 項又は第 2 項に違反したとき、又は違反していたことが判明したときは、何ら催告することなしに、直ちにこどもサポート証券ネットの利用を停止又は終了することができるものとしてします。
4. 利用者が本条第 1 項又は第 2 項に違反することにより、日本証券業協会に損害が発生した場合は、利用者は、速やかに当該損害を賠償するものとしてします。

(その他免責事項)

第 22 条

1. こどもサポート証券ネットの利用（本利用規約に違反する行為を含みます。以下本条において同じ。）に関し、利用者と他の利用者又は第三者の間で紛争が生じた場合は、利用者は自らの責任と費用によって紛争を解決するものとし、日本証券業協会に一切迷惑をかけないものとしてします。
2. 利用者は、他の利用者の登録内容及び支援について、その品質、正確性、信憑性、適法性、最新性、有用性、安全性、実施の確実性等を、利用者自身で判断する必要があります。日本証券業協会は、これらについて一切保証せず、一切責任を負いません。
3. こどもサポート証券ネットの利用に関し利用者に損害が発生した場合においても、日本証券業協会が第 17 条の規定に違反した場合を除き、当該利用者は、日本証券業協会に対し、損害賠償その他いかなる請求もできないものとしてします。
4. 利用者の登録内容に含まれる URL 等のリンク先のウェブサイト等において生じた損害に関して、日本証券業協会は一切責任を負いません。

(損害賠償責任)

第 23 条

利用者は、こどもサポート証券ネットの利用に関して日本証券業協会に損害を与えた場合、当該損害（弁護士費用を含みます。）を速やかに賠償するものとしてします。

(準拠法及び所轄裁判所)

第 24 条

1. 本利用規約の準拠法は、日本法とします。
2. 日本証券業協会と利用者との間にこどもサポート証券ネットに関して紛争が生じ、訴訟により解決する必要がある場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(附則)

本利用規約は、2019 年 8 月 1 日から施行します。

(附則) 2019.11.28

この改正は、2019 年 11 月 28 日から施行します。

(附則) 2020.11.10

この改正は、2020 年 11 月 10 日から施行します。